


| 《参考》皕崎刈羽原子力発電所第7号機 | 東海第二発電所 | 女川原子力発電所第2号機 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1．はじめに <br> 本資料は，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関 する規則」第 9 条及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に基づき，発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について説明する。 <br> 2．発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について <br> 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し，核物質防護対策として，その区域を人の容易な侵入を防止 できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して，巡視，監視等を行らことにより，侵入防止及び出入管理を行うこと ができる設計とする。 <br> また，探知施設を設け，警報，映像等を集中監視するとともに，核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行らことができ る設計とする。さらに，防護された区域内においても，施錠管理に より，発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止す る設計とする。 <br> 発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え，又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込み を含む。）を防止するため，核物質防護対策として，持込み点検を行うことができる設計とする。 <br> 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため，核物質防護対策として，発電用原子炬施設及び特定核燃料物質の防護 のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが，電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受け ることがないように，当該情報システムに対する外部からのアクセ スを遮断する設計とする。 <br> 3．出入管理及び持込み物品の点検等について <br> 発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し，核物質防護対策として，その区域を人の容易な侵入を防止 できる柵，鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して，巡視，監視等を行らことにより，侵入防止及び出入管理を行うこと ができる設計とする。 |  |




